

「子ども・子育て支援新制度」における私立幼稚園の選択肢

《 》～認定区分、【 】～施設類型

現行制度			
	施設認可・指導監督	財政措置	利用契約・保育料等の取り扱い
認定保こ連携も型園	<p>《認定こども園》 都道府県が認定</p> <p>【幼稚園】 都道府県が認可・指導監督</p> <p>【保育所】 都道府県・指定都市・中核市が認可・指導監督</p>	<p>【幼稚園】 ○私学助成～都道府県 ○就園奨励費補助～市町村</p> <p>【保育所】 ○保育所運営費負担金～市町村</p>	<p>【幼稚園】 ○利用者との直接契約 ○価格は設置者が設定</p> <p>【保育所】 ○利用者は市町村と契約 ○所得に応じた保育料を市町村が徴収</p>
認定稚こ園も型園	<p>《認定こども園》 都道府県が認定</p> <p>【幼稚園】 都道府県が認可・指導監督</p> <p>【保育所機能（認可外）】 都道府県が幼稚園と併せて指導</p>	<p>【幼稚園】 ○私学助成～都道府県 ○就園奨励費補助～市町村</p> <p>【保育所機能（認可外）】 ○安心こども基金～市町村（市町村が必要と認めた場合のみ）</p>	<p>【幼稚園】 ○利用者との直接契約 ○価格は設置者が設定</p> <p>【保育所機能（認可外）】 ○利用者との直接契約 ○価格は設置者が設定</p>
幼稚園	<p>【幼稚園】 都道府県が認可・指導監督</p>	<p>【幼稚園】 ○私学助成～都道府県 ○就園奨励費補助～市町村</p>	<p>【幼稚園】 ○利用者との直接契約 ○価格は設置者が設定</p>

新制度施行後				
		施設認可・指導監督	財政措置	利用契約・保育料等の取り扱い
新制度	認定保こ連携も型園	<p>【認定こども園】 ○単一施設「幼保連携型認定こども園」として都道府県・指定都市・中核市が認可・指導監督 ○「給付の支給対象施設」として市町村が確認・指導監督（※）</p>	<p>【認定こども園】 ○「保育の必要性」の認定を受けた利用者：「保育時間」に対応する「施設型給付」～市町村（※） ○その他の利用者：「標準時間」に対応する「施設型給付」～市町村（※） ○私学助成（特別補助等）～都道府県</p>	<p>【認定こども園】 ○利用者との直接契約（必要に応じて市町村が利用調整を行う） ○公定価格（一定の要件で上乗せ徴収可）</p>
	認定稚こ園も型園	<p>《認定こども園》 ○都道府県が認定 ○「給付の支給対象施設」として市町村が確認・指導監督（※）</p> <p>【（給付を受ける）幼稚園】 都道府県が認可・指導監督</p> <p>【保育所機能（認可外）】 都道府県が幼稚園と併せて指導</p>	<p>《認定こども園》 ○「保育の必要性」の認定を受けた利用者：「保育時間」に対応する「施設型給付」～市町村（※） ○その他の利用者：「標準時間」に対応する「施設型給付」～市町村（※） ○私学助成（特別補助等）～都道府県</p>	<p>《認定こども園》 ○利用者との直接契約（必要に応じて市町村が利用調整を行う） ○公定価格（一定の要件で上乗せ徴収可）</p>
	幼稚園給付を受ける	<p>【（給付を受ける）幼稚園】 ○都道府県が認可・指導監督 ○「給付の支給対象施設」として市町村が確認・指導監督（※）</p>	<p>【（給付を受ける）幼稚園】 ○「標準時間」に対応する「施設型給付」～市町村（※） ○私学助成（特別補助等）～都道府県</p>	<p>【（給付を受ける）幼稚園】 ○利用者との直接契約（必要に応じて市町村が利用調整を行う） ○公定価格（一定の要件で上乗せ徴収可）</p>
現行どおり	幼稚園給付を受けない	<p>【（給付を受けない）幼稚園】 ○都道府県が認可・指導監督</p>	<p>【（給付を受けない）幼稚園】 ○私学助成（一般補助・特別補助）～都道府県 ○就園奨励費補助～市町村</p>	<p>【（給付を受けない）幼稚園】 ○利用者との直接契約 ○価格は設置者が設定</p>



※新制度における私立幼稚園・認定こども園に対する財政措置～都道府県認可定員の範囲内で市町村が利用定員を定め、利用実績に応じて「施設型給付」を施設に支払う（国が定めた期日までに申し出をして施設型給付を受けないことを選択した幼稚園に対する財政措置は従来どおり）